

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第卷九十五第

戰時國債の課税特免……………神戸正雄

ロツクの財産論……………白杉庄一郎

計畫經濟的均衡について……………北野熊喜男

支那財政改革運動の結末……………柏井象雄

テオドール・リット「ナチス國家に於ける精神諸科學の地位」……………河野稔

彙報

行發月七年九十和昭

ロツクの財産論

白杉庄一郎

一

ジョン・ロツクは一方において重商主義政策の主體としての専制主義を批判して自由主義體制を用意し近代市民社會の成立に重要な貢獻をなしたばかりでなく、他方においては私有財産制度を理論づけることによつて個人主義經濟の根柢を培つた。その意味で彼の財産論は近代經濟學の成立に對して缺くことのできない重要性をもつて云つてよ。私は彼の『政治二論』(Two Treatises on Government, 1690)の中の『政府の眞實の起原と權限と目的に關する一論』(An Essay concerning the true Original, Extent and End of Civil Government)を中心として彼の財産論を檢討してみようと思ふ。

彼の財産論の主題とするところは、人間は自己の保存したがつて自然が彼の生存のために提供する物に對する權利をもち、神は土地とその生産物を人類の共有物として與へたと考へなければならぬが、このやうに神が人類の共有物として與へたと考へられるものに對して人間が所有權を獲得するに至る根據はどこにあるかを明かにするにある。そこで、この點に關する彼の所説を幾分詳しく跡づけてみるに、彼は人間の共同の生活地帯たる外的自然から所有の發生してくる理由を説明して次のごとく述べてゐる。

「世界を人々に與へてその共有物となした神は、また彼等に對して生活と便宜に最も役立つやうそれを使用す

べき理性を興へた。土地とそこにある總てのものは人間に對して彼等の生存の維持と安樂のために興へられる。そしてそれが自然に生ずる一切の果實やそれが養ふ動物は自生的な自然の手によつて生産されるので、人類に共屬する。そしてそれらがこのやうな自然状態にあるかぎりそのいづれに對しても本來何人も自余の人類を排除した私的支配權をもたない。けれどもそれは人々の使用を目的として興へられるのであるから、それらが或る特定の人に使用されたり何らかの利益をもちうる前に必ずそれを自己の物とすべき方法がなければならぬ。

「土地および一切の下等動物が萬人の共有であるとしても、各人は自己自身的人格に對する所有權をもつ、自己自身以外の何人もそれに對し何らの權利をもたない。自己の身體の勞働と自己の手の仕事は本當の意味で自己のものである。それで、自然が提供し且つ放置した状態から彼の動かす總ての物に彼は自己の勞働を混ぜ、自己自身に屬するものをそれに結びつけ、それによつてそれを自己の所有物プロパティたらしめる。それは彼によつて自然の置いた普通の状態から動かされるのであるから、それはこの勞働によつて他の人々の共有權を排除する何物かを附加される。けだしこの勞働は勞働者の疑ふべからざる所有物であるから、彼以外の何者もそれが一度結びつけられたものに對する權利をもちえない、少くとも他の人々に對して殘されてゐる共有物が十分かつ同様である場合にはさうである。

「樫の木の下で拾つた樫の實や森の木から集めた林檎を食ふ人は、たしかにそれらを自分のものとしたのである。何人もそれらの食物が彼のものであることを否定できない。……その勞働はそれらの物と共有物との間に區別を設け、それらに對し萬物の共同の母(the common mother of all)たる自然のなした以上の何物かを附加へることによつて、それらは彼の私的權利となつたのである。

「泉に湧いてゐる水はあらゆる人のものであるけれども、水差の水は全くそれを汲んできた人のものであることを誰が否定できようか。彼の勞働がそれを自然の手から取得したのである、自然の手においてはそれは共有であり、その總ての子に平等に所屬してゐたのであるが、彼は勞働によつてそれを自己のものとなしたのである。

「かくしてこの理性の法 (*Law of Reason*) は鹿をしてそれを殺したインディアンのものたらしめる、以前にはそれは各人の共同の權利であつたけれども、それに自己の勞働を投じた人の財であると認められる。しかして文明人の間に入れられ、所有權を確定するために實定法を數多作つてきた人々の間においても、この本源的自然法は以前には共有であつたものに對する所有權の成立に對して今なほ妥當する。今なほ存續してゐるかの偉大な人類の共有物たる大洋において或る人の捕るすべての魚類や或る人がここから取得する總ての龍涎香は、それを自然の置いた普通の状態から動かす勞働によつてその勞をとる人の所有物たらしめられる。我々の間においてさへ、或る人の狩りつつある兎は狩獵中それを追つかける人のものと考へられる。けだしなほ共有物と看做され何人の私有物でもない動物なので、その種のものに對して發見と追跡の勞働を使用した人は誰でも、それによつてその兎をそれが共有物であつた自然状態から動かし、所有權を成立せしめたのである。(第五章第二十六節—第三十節)

かくしてロツクは所有の起原を勞働に求める。所有權は勞働によつて成立するのであつて、契約の結果ではなく、共有權者の同意を必要としない。政府の起原を契約に歸したロツクは所有權の契約的起原を否定してかう云つてゐる。「我々は契約によつてさうなつてゐる共有地(コモンズ)においては、共有物の或る部分を取り、それを自然が放置する状態から動かすことこそが所有權を成立せしめるのを見る、このことがなければ共有地は何の役にも立たない。そしてこの部分あるひばかの部分を取るといふことは、すべての共有權者の明示的同意に依存しない。か

くして私か他の人々と共同の権利を有するとかで私の馬が喰ひつた草や私の召使が刈取つた芝や私が採掘した鑛石は、何人の讓渡もしくは同意がなくとも私の所有物となる。」と(同第二十八節)。

右のごとき勞働所有權説に關して第一に問題となるのは、たとへば土地の果實の蒐集がそれに對する權利を興へるといふことになれば、誰でも出来るだけ多く獨占しようとしてはしないであらうかといふことである。ロツクはさうはならないと答へる。我々に所有權を興へると同じ自然法則がまた所有權に限界を興へるといふのである。すなはち曰く。「誰でも、損耗する前に利用して生活に役立てることの出来るだけは、自分の勞働によつて所有權を設定することができる。これ以上は彼の分前を越えたものであり他の人々に屬する。神によつて作られたものは何でも、人間が損耗したり破壊したりするために作られたのではない。」と(同第三十一節)。この見地から彼は所有權の規準について述べてゐる。

「自然は所有の規準(The measure of property)を明瞭に人々の勞働の範圍と生活の便宜とに置いてきた。何人の勞働も一切を征服ないし私有することができず、またその享受は一小部分しか消費することができなかつた。ために、或る人がこのやうに他人の權利を侵害すること即ち所有の獲得によつてその隣人に不利益を興へることは不可能であつた。隣人もやはり(他人が取得した後も)それが私有される以前と同じく占有の大きな餘裕をもつてあらう。この規準は、人々が植民すべき餘地の缺乏のために困窮するといふよりはその仲間から離れて地球上の廣漠たる荒野を放浪することによつて損失を招く危険の方が多し世界の初期においては、各人の所有をきはめて適當な割合に限定し、その私有をして何人にも不利益なき程度のものたらしめる。

「たしかに、人間が必要とする以上をもたうとする欲望が人間生活に對するその有用性のみ依存する事物の

内在的價值 (the intrinsic value of things) を變更せしめる以前、あるひは消耗したり破滅したりすることのない黄金の一小片が多量の肉もしくは澤山の穀物に値すると協定される以前の初期においては、人々は各自その勞働によつて自分の使用しうるだけの自然物を私有しうる權利をもつたけれども、このことは大したものではありえず、また同様の勤勉を使用する人々に對しなほ同様豊富な殘餘のあるところでは他の人々の不利益にはなりえなかつた。

「土地の私有以前においては、できるだけだけの野生の果實を集めたり、できるだけだけの動物を殺したり捕へたり馴したりする者は、すなはち骨を折つて自然の自生物を何らかの方法でもつて自然の置いた状態から變へんとする者は、それらの物に自己の勞働を加へることによつてそれらの物に對する所有權を取得したのである。しかしもしそれらが彼の所有してゐる間に適當に使用されることなく破滅するならば、すなはち果實が彼の消費しうる以前に腐つたり肉が腐つたりするならば、彼は共同の自然法 (the common law of nature) に背いたのであつて、罰せらるべき責任をもつ。彼は彼の隣人の分前を侵したのである、けだし彼は、それらの物のいづれに對してであらうと彼の使用が要求し且つそれらの物が彼に生活の便宜を供與するに役立つより以上の權利をもたないからである。(第三十六・第三十七節)

しかしながら、右のごとき所有の規準が意味をもつのはどこまでも、「人間が必要とする以上をもたうとする欲望が人間生活に對するその有用性のみ依存する事物の内在的價值を變更せしめる以前、あるひは消耗したり破滅したりすることのない黄金の一小片が多量の肉もしくは澤山の穀物に値すると協定される以前の初期において」であるとされてゐる點は見逃しがたい。言ひ換へると、貨幣の使用がこの種の規準を無効にして所有の不平

等を發生せしめるのである。しかし、この點については、後にもう少し詳しいロックの説明を見る筈である。

さらに注意すべきは、ロックの勞働所有權説は單に土地の生産物だけではなくて土地そのものについても妥當するものとされてゐる點である。曰く。「ある人が耕作し栽培し改良し耕耘し且つその生産物を利用しうるだけの土地は彼の所有物である。彼は自己の勞働によつてそれを共有地から云はば圍込む。彼以外のあらゆる人がそれに對する平等の權利をもつ。したがつて彼のすべての共有權者すなはち總ての人類の同意がなければ、彼はそれを自分のものとなしえず、圍込むことができなると云つても、彼の權利を無効にしはしないであらう。神は世界をすべての人類に對して共有物として與へたとき、それと同時に人間に勞働することを命じた、人間の狀態の窮乏は彼に勞働を要求した。神と人間の理性は人間に土地を征服すること即ち生活のためにそれを改良し且つその上に彼自身に屬するもの即ち彼の勞働を投下することを命じた。神のこの命令に服従してその或る部分を征服し耕作し播種する者は、これによつてそれに他人が權利を有せず損害を與へることなしに奪ふことのできない彼の所有物を附加へるのである。」と(第三十二節。かくしてロックは「勞働と作業の原料とを要求する人間生活の狀態は必然的に私有(Private Possession)を導き入れる」といふ主張を土地にも適用するのである。土地の一部分を改良することによつて私有することは、他の何人に對しても損害を與へるものではない。のみならず、それがまた神の意志である。「神は世界を人々に共有物として與へた、しかし神はそれを彼等に彼等のため而して彼等がそれから取得しうる生活の最大の便宜のために與へたのであるから、神はそれがいつまでも共有され未耕の狀態にあることを欲したとは考へられない。神がそれを與へたのは、勤勉にして理性的な人々の使用を目的としてであつて(しかしして勞働はそれに對する彼の資格たるべきであり)、喧嘩好きにして好戰的な人々の空想や貪慾のため

はないのである。」(第三十四節)。しかしロックの場合においても、改良による土地の私有が承認されるのは、私有されうる土地がなほ残つてをり、未私有者が使用しうるより以上のものが残つてゐるといふことを條件としてであつたことは見逃しがたい。所有權の限界は土地所有の場合にも妥當するのである。曰く。「彼が耕し刈り貯へ且つ腐らないうちに使用するのは何でも彼自身の權利を有するものである、また彼が圍込んで養つたり使用したりすることのできる家畜や生産物は何でも彼の權利を有するものである。しかし、もし彼の圍込地の收草が地上で腐つたり、彼の栽培する果實が集めて貯へないうちに腐つたりするならば、この土地部分は彼の圍込みにもかかはらずなほ荒地と看做され、他の何人かの所有物なのである。」と(第三十八節)。——しかしながら、土地所有の規準についてもまた、さきに述べた限界があつた。貨幣の使用はこの種の規準を越えしめるのである。すなはちロックは述べてゐる。「人々は最初は大部分は人力をからぬ自然が彼等の必要を充すべく提供したものでもつて満足した。しかし勿論、後には(人民と資本キャピタルの増加が貨幣の使用と共に土地を稀少ならしめ且つそれによつて若干の價値をもたらした)世界の若干の地方においては、若干の社會がそれぞれの領土の境界を定め、かつ國內法によつてその社會の私人の所有を規制し、かくして契約と協定により勞働と勤勞の成立せしめた所有を確定した——そして若下の國家や王國の間になされてきた聯盟は明示的ないし默示的に他人の所有する土地に對する一切の要求や權利を否認し、共同の同意により彼等がもとそれらの國々に對してもつてゐた彼等の自然的共同權に對する彼等の要求を放棄してきた、そして實定的協定によつて世界の諸地方に相互間の所有を確定してきた——、けれども今なほ、その住民が爾餘の人類と共に彼等の共同の貨幣の使用の同意に参加してこなかつたので荒れはててをり且つそこに住んでゐる人民が現に使用しうるよりも多くて今なほ共有となつてゐると認めらるべき廣大

な土地が存在する、もつとも、かういふことは、人類のうち貨幣の使用を同意してこなかつた人類部分の間にあつてはおそらくは殆んど起りえないのである。」と(第四十五節)。

以上ロックは世界が萬人の共有物として與へられたと假定した上で、それに投下される人間の勞働が所有權を成立せしめる所以を明かにしたのであるが、彼は勞働所有權説の今一つの論據として勞働が價値の主要源泉であるといふ議論を提出してゐる。曰く。

「けだし勞働こそは實にあらゆるものに價値の相違を置く、誰でも煙草や砂糖を栽培したり小麦や大麦を播種した一エーカーの土地と何ら耕作されることなく共有されてゐる一エーカーの同じ土地との相違が何であるかを考へて見るならば、勞働の改良(the improvement of labour)が價値の大部分をなすことを知るであらう。私は、きはめて控目に計算しても、人間の生活に有用な土地の生産物のうち十分の九は勞働の生産物であると云つてよからうと思ふ。いな、もし我々が我々によつて使用される諸物を正しく評價し、それに投ぜられる若干の經費を——そのうち純粹に自然に負ふものと勞働に負ふものとを——計算してみるならば、我々は大抵のものにおいて百分の九十九は全く勞働に歸せらるべきであることを知るであらう。

「アメリカの若干の民族ほどこれに關する明瞭な證明を提供するものはない。彼等は土地を豊富にもつてゐるが、一切の生活の快適品は貧弱である。自然は彼等に對し他の人民に對すると同様惜みなく豊富な諸原料——すなはち食物や衣服や快樂に役立つものを豊富に生産しうる豊饒な地味——を與へたけれども、しかも勞働によつてそれを改良することがないために我々の享受する便宜品の百分の一ももつてゐない。そしてその地の廣大にして豊饒な領土をもつ國王の食物や住居や衣服はイングラントの雇傭勞働者に劣つてゐる。」^(註)

「このことをもう少し明瞭にするために、普通の日常の食料品が我々に使用されるまでに経過する道程を跡づけ、それらがその價値の如何に多くを人間の勤勞から受取るかを見てみよう。パンや酒や織物は日用品であつて大變豊富なものである。にもかゝはらず、勤勞が我々にこれらの有用品を提供しなかつたならば、樫の實や水や木の葉や獸の皮が我々のパンであり飲物であり衣服でなければならぬ。けだし樫の實よりパンの方が、水より酒の方が、木の葉や獸の皮や苔より毛織物や絹の方が價値の多いのは全く勤勞と勤勞のおかげである。これらのうち一方は人力をからぬ自然の我々に提供する食物や衣服であり、他方は我々の勤勞や辛苦が我々に與へる必需品である。後者の價値がどれほど前者のそれを超過するかを計算したことがあるものは誰でも、勤勞が我々のこの世で享受する物の價値の最大の部分を形成することを知らう。

「それで、勤勞こそは土地に對して價値の最大部分を與へるのであつて、それがなければ土地は殆んど何らの價値をももたないであらう。……けだし、單に耕す者の辛苦や刈取つたり打毀したりする者の辛苦やパン屋の汗苦だけが我々の食ふパンの勘定に入れらるべきではない。牛を馴したり、穀物を蒔いてからパンを焼くまでに必要な鋤や車やその他のきはめて多くの道具に使用される鐵や石を掘つたり加工したり、木材を伐採したり組立てたりする人々の勤勞はすべて勤勞の計算に含め、その結果と考へられなければならない。自然と土地はそれだけでは殆んど價値のない素材を提供したにすぎない。

「以上によつて、次のことが明白である。すなはち、自然物は共同に與へられるけれども、人間は自己自身の主人であり自己自身の人格とその行爲すなはち勤勞の所有者であることによつてなほやはり自己自身のうちに所有の大根柢をもつた、そして發明や技術が生活の便宜を改善した場合には彼が自己の存在の支持または安樂のため

に適用するものの大部分を形成したものは完全に彼自身のものであり、他の人々の共有とはならなかつたのである。」(第四十一—四十四節)

(註) ここではロツクはヨーロッパとくにイングランドとの比較におけるアメリカの貧窮を労働に歸してゐるが、『人間悟性論』においてはそれを科學の缺如に歸してゐる。(第四篇第十二章第十二節)

右のごとくロツクは労働をもつて價値の原因と考へ、所有權を労働に還元するのであるが、これは嚴密な意味における労働價値説を意味するものではない。けだし、ここに所謂價値は使用價値のことであるからである。

それはともかく、以上の論據をもつて基礎づけられた彼の労働所有權説は、一方において各人の必要といふことでもつて所有の制限を考へてはゐたけれども、しかも他方においてその不平等の來らざるをえない所以をも認めてゐた。問題はさきに觸れたごとく貨幣の使用に關聯する。項を改めてこの點を幾分くはしく検討してみよう。

二

ロツクは述べてゐる。世界の最初の共有者の間にあつては、「自然が共有物として提供してきたものに對し各人は彼の使用しうるだけに限つて權利をもつた、そして彼が彼の労働でもつて實現しうるものに所有權をもつた、——彼の勤勞が及んで自然の置いた状態を變へうるすべてのものは彼のものであつた。百ブツシユルの樫の實や林檎を集めた者はそれによつてそれらに對する所有權をもつた、それらは集められるや否や彼の財であつた。彼の注意すべきはたゞそれらが駄目にたらないうちに使用するといふことであつた、さうでなければ彼は彼の分前以上を取り他の人々から奪ふことになる、また彼の使用しうる以上を貯へるといふことは實際のところ馬鹿げたことながらもあれば不正直なことがらでもあつた。もし彼がその一部分を他の誰かに譲り、その結果それ

が彼の手許で役に立たずに壊滅するといふやうなことがなくなるならば、彼はそれを使用したことになる。またもし彼が一週間で腐つてしまふ李類を長持ちして一年間の彼の食用となる堅果と交換するならば、彼は何らの非行をも犯さなかつたことになる。何物も彼の手許で役に立たずに壊滅することのないかぎり、彼は共同財産 (the common stock) を浪費しはせず、他人に屬した財の如何なる部分をも壊滅せしめはしなかつたのである。さらに、もし彼が色の喜ばれる一片の金屬に對して彼の堅果を與へ、彼の羊を貝殻と交換したり羊毛を瑪瑙やダイヤモンドと交換して生涯所持するとしても、彼は他人の權利を侵害したことはない。彼はこれらの耐久的な物品を彼の欲するだけ蓄積することができる。彼の正當な所有權の範圍を超えるといふことは、彼の所有物の多さにあるのではなくて、彼の所有する物が役に立たずに壊滅するといふことにあるのである。

「かくして貨幣——すなはち人々が無駄にすることなしに保存することができ且つ相互的同意によつて人々が眞に有用ではあるが壊滅的な生活資料と交換に取得するであらう或る永續的な物が使用されるやうになるのである。

「そして異つた度合の勤勞は人々に異つた割合の所有を與へがちであつたから、このやうな貨幣の發明は彼等にその異つた割合を繼續し擴大する機會を與へた。けだし、自余の世界とのあらゆる通商から隔離された一孤島を假定し、そこには百家族しかない——しかして羊や馬や牛ならびにその他の有用な動物や健康によい果實があり、かつこの家族の十萬倍を養ふ穀物を生産するに足る土地があるが、しかしその島には公共性もしくは可滅性のために貨幣の地位を充すべきものが何もない——とするならば、その島の何人が自己の家族の使用とその消費に對する十分の供給を越えてその所有を——それが彼等自身の勤勞の生産したものであらうと、ないしは彼等が

他人の同様に可減的な有用品と交換しうるものであらうと——擴大すべき如何なる理由をもつであらうか。永續的にして稀少であり且つ蓄積さるべき價值のある何物かが存在しないところでは、人々はその土地所有を擴大する傾向をもたないであらう。……生産物の販賣によつて貨幣を取得する世界の他の地方との通商の望みのないアメリカ内陸地方の眞中において人は既に耕作され且つまた十分の家畜を入れた一萬エーカーないし十萬エーカーの優良地を如何に評價するであらうか。それは圍込むだけの價值がないであらう。そして我々は彼が彼とそ家族のためにそこでもたるべき生活の便宜を供給するであらう以上のものはすべて再びこれを放棄して自然の共有荒蕪地となすのを見るであらう。

「かくして初めには世界はアメリカい現在のアメリカ以上の状態にあつた、けだし貨幣といつたものはどこにも知られてゐなかつたからである。隣人の間に貨幣の用途と價值をもつ何物かが見出されると、同じ人間がやがてその所有を擴大し始めるであらう。(第四十六—四十九節)

右のごとくロツクは貨幣の價值貯藏の機能を中心として所有の不平等の發生を説明するのである。その根柢には所有の根源としての勞働能力の差等といふことが前提されてゐることは云ふまでもない。しかし勞働能力の差等にもとづく勞働の所産の不平等をして自然の規準に違反することなく所有を不平等たらしめる媒介者はどこまでも貨幣なのである。

ロツクの見るところによれば、貨幣や財寶は自然財(Nature's goods)ではなく、その價值は自然に依存せず、空想的想像的價值(a fantastical imaginary value)をもつにすぎない(第八十四節)。彼はまた「金や銀やダイヤモンドは實用や生活維持の必要よりはむしろ空想や協定(fancy or agreement)が價值を置いてきたものである」とも述べてゐる(第四十六節)。

同じ思想は『利子および貨幣價值論』(Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money, 1691)にも繰返へされてゐる。それによれば、貨幣は普遍的商品 (universal commodity) である。普遍的の商品といふのは二重の意味をもつてゐる。まづ第一に、それは交換の媒介物である。彼は云つてゐる、「けだし人類は、金や銀に對しそれがきはめて容易に製造され易いといふことではなくて、耐久性と稀少性を理由として想像的價值 (an imaginary value) を附與することに同意してきたので、一般の同意によりそれを彼等がそれらの金屬の或る量と交換に手離すものに對する共通擔保 (common pledges) たらしめてきた、それによつて人々は安んじてそれと交換に價值の等しいものを受取るのである。」と(五七六頁)。

(註) 同じ思想は『貨幣價值再論』(Further Considerations concerning Raising the Value of Money, 1695) にも繰返へされてゐる。そこでは彼は貨幣商品を中心として銀において考へるのであるが、銀の貨幣的機能について次のごとく述べてゐる。「銀は世界の一切の貿易を營む文明地方において商業の用具であり尺度である。それはその内在的價值によつて商業の用具である。貨幣として考へられた銀の内在的價值は共同の同意 (common consent) がそれに置いてきた評價 (estimate) であつて、それにより自餘一切のものと等價ならしめられ、人々が他の物に對して受授し貴重な代價を拂つて獲得したり或はそのために手離したりする普遍的な交易もしくは交換の媒介者 (the universal barter, or exchange) である、そしてこのやうにして賢者の我々に告げることく貨幣は何にでも役立つのである。」と(六五二頁)。

ロツクが貨幣をもつて普遍の商品となすのは、第二に、それがすべてのものの價值評價の普遍的尺度であるといふ意味である。しかし彼の貨幣論において我々がこゝに特に注意しなければならないのは、貨幣商品たる貴金屬の價值の源泉を彼が人類の協定ないし同意に歸してゐる點である。けだし彼は人類の協定ないし同意が貨幣商品に價值を賦與することによつて貨幣たらしめると同時に、それによつて所有の不平等が正當化されると考へてゐるからである。

曰く。「金や銀は食物や衣服や車馬ほど人間生活に有用なものではないので、その價值を人々の同意 (consent of men)——その規準はもつとも大部分はやはり勞働なのであるが——から取得するにすぎないから、明かに人々の同意は不均衡にして不平等な土地所有を協定してきたのである。……彼等は同意によつてまづまづ、余剩物に對し腐朽することなく長く引續いて所有される金や銀を受取り且つこれらの金屬が價值をもつと協定することにより、自分自身が使用しうる以上のものを非行を犯すことなく合法的に所有しうる方法を發見し且つ協定したのである。」と(第五十節)。

かくして所有の不平等といふことが勞働所有權説に矛盾することなく、自然法的合法性を有するものとして、その基礎づけを與へられたわけである。しかしして所有の不平等といふことは、ロックの經濟思想においてきはめて重要な意義をもつてゐる。けだし彼は利子や地代の根據をそこに求めてゐるからである。

三

『利子および貨幣價值論』においてロックは利子の根據を地代との對比において考へてゐる。貨幣は利子により一定の年所得を與へるといふ點において土地に似た性質をもつ。土地から得られる所得が地代 (rent) と呼ばれるのに對して、貨幣の生む所得は利息 (interest) と呼ばれる。もつとも兩者の間には次のやうな相違がある。すなはち、「土地はその地味が異つてゐて、或るものは肥沃であり他のものは不毛であり、その生産物はその種類や品質や販路がきはめて異つてゐるので、土地の生み出す年所得の分量によつて確定的な評價をなすことができな。しかるに貨幣は常に同一であり、その利子によつて全國を通じて同種の生産物を與へるから、行政長官によつて設定された固定的年率をもちうる。しかし土地はさうはゆかない。」(五七九—八〇頁)。また、「貨幣の自然利子 (natural interest) を引上げるものは、土地の地代を引上げると同じもの、すなはち、それが年々それを經營する者

に對しその勞働の報酬として彼の支拂ふ地代以上の一大余剰所得をもたらす傾向である。土地においてこれを生ぜしめるのは、その特定の果實に對する同一の販路に比しその生産物の分量が大きいこと、或はその單一商品の販路が比較的大きいのに比して生産物量が同一であることである。しかし貨幣の借主に對する利潤の増加をもたらすものは、産業もしくは全體として見た總ての商品の販路に比して貨幣の數量が少いことである。反對はその反對である。」(五八九頁)。しかし、これよりも一層重要な問題は、如何にして貨幣が利息もしくは利子と呼ばれ一定の年所得を生むことによつて土地と同じ性質をもつに至るかといふことである。ロックは答へてゐる。

「けだし土地は自ら新しくして有利であり、且つ人類に價値をもつたものを生産する。しかるに貨幣は不毛物 (a barren thing) であつて何物をも生産せず、契約によつて或る人の勞働の報酬たる利潤を他人のポケットに移すにすぎない。このことを生起せしめるのは貨幣の不平等な分配 (the unequal distribution of money) である。そしてこの不平等は土地に對しても貨幣に對すると同じ結果をもつ。けだし私が賣買に使用しうるよりも或は使用しうと欲するよりも多くの貨幣を手にもつてゐるといふことは私をして貸付をなすことを可能ならしめる。そして他人が産業に使用しうるだけの貨幣をもたないといふことは彼をして喜んで借受けをなさしめる。しかしそれは、何故また何を考慮して彼は利息を支拂ふのであらうか。借地人が貴君の土地に地代を支拂ふのと同じ理由からであり、またそれと同じ考慮からである。けだし土地の不平等なる分配が (貴君は耕作することができ或は耕作しうと欲するよりも多くをもち、他の人はそれよりも少しもたないから) 貴君に對し貴君の土地の借地人をもたらし、同じやうな貨幣の不平等な分配が (私は使用することができ或は使用しうと欲するよりも多くをもち、他の人はそれよりも少しもたないから) 私に對し私の貨幣の借付者をもたらす、そして貴君の土地が借地人の勞働により彼の支拂ふ地代以上の果實を生じがちであると同様に、私の貨幣は産業に使用されると借主の勤勞により借主に對して六分以

上を生産しがちである。したがつて土地に對して支拂はれる年地代と同様の支拂を受ける値打があるのである。

「それゆゑ、取引の技能をもつてはゐるがそれを行使するに足る貨幣をもたない者は、農耕の技能をもつてゐるが然しそれを使用すべき自分自身の土地をもたない者が土地を賃借するばかりでなくその使用に對して貨幣を支拂ふべき理由をもつと同じく、貨幣を借入れて産業を営み生計を獲得すべき理由をもつばかりでなく、その貨幣に對して利息を支拂ふべき十分の理由をもつといふことが明かであるから、利付で借入をなすといふことは事物の必然性と人間社會の組織とにより若干の人々にとつては不可避であるばかりでなく、貨幣の貸付に對して利潤を受取るといふこともまた土地に對して地代を受取るといふことと同じく公正にして合法的なことがらであり、あまりにも小心翼々たる若干の人々の意見にもかゝはらず、借主にとつてはむしろ耐え易いことがらである。」(五八二—八三頁)。

右のごとくロツクは利子の根據をこれと同じやうな性質をもつた餘剩價值としての地代との共通面に求め、兩者に通ずる共通の根據を所有の不平等といふ社會的事實に發見したのである。利子や地代は貨幣や土地そのものの生むものではなくて一定の社會關係に淵源するといふのは、彼の眼識が凡庸でなく其の觀察が鋭利であつたことを示すものとして、全く正當だと云はなければならぬ。無論、彼の議論のすべてが正しいといふわけではない。たとへば、直接の勤勞者に對する負擔としての利子と地代の輕重に關する議論のごとき、きはめて不明瞭であつて、異論の餘地の大なるものがあるであらう。しかし最も核心的な問題は、利子をこれと同様の性質をもつた地代と共通の社會的根據に還元しようとする彼の意圖には十分の同意の感ぜらるべきものがあるとしても、それはたゞ考へ方の方向に正しいものがあるといふだけで、彼の議論はどこまでも個人主義的抽象性をもつといふ點にあるのである。私は稿を改めて彼の財産論を批判し併せてこの點に論及することにしたいと思ふ。